

(仮称) 越谷市地域公共交通計画 策定基本方針

越谷市都市整備部都市計画課

令和2年(2020年)8月

## 1 計画の趣旨

本市では、まちづくりを支える公共交通網の充実を図るため、「利便性が高く持続可能な公共交通網の形成」を基本方針と設定し、平成27年度に「越谷市地域公共交通網形成計画」を策定いたしました。

近年では、人口減少の本格化、運転者不足の深刻化に伴って、公共交通サービスの維持・確保が厳しさを増しており、高齢者の運転免許の返納が年々加速する等、地域の暮らしと産業を支える移動手段を確保することがますます重要になっているため、国は、令和2年6月3日に「持続可能な運送サービスの提供の確保に資する取組を推進するための地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律」を公布し、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」を改正しました。

また、このことにより、鉄道、バス及びタクシーなどの公共交通事業者を対象とした持続可能な地域公共交通網の形成という「地域公共交通網形成計画」の目的が、地域全体の輸送資源を対象とした地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保と改正され、これに併せ当該計画の名称も「地域公共交通計画」に改められました。

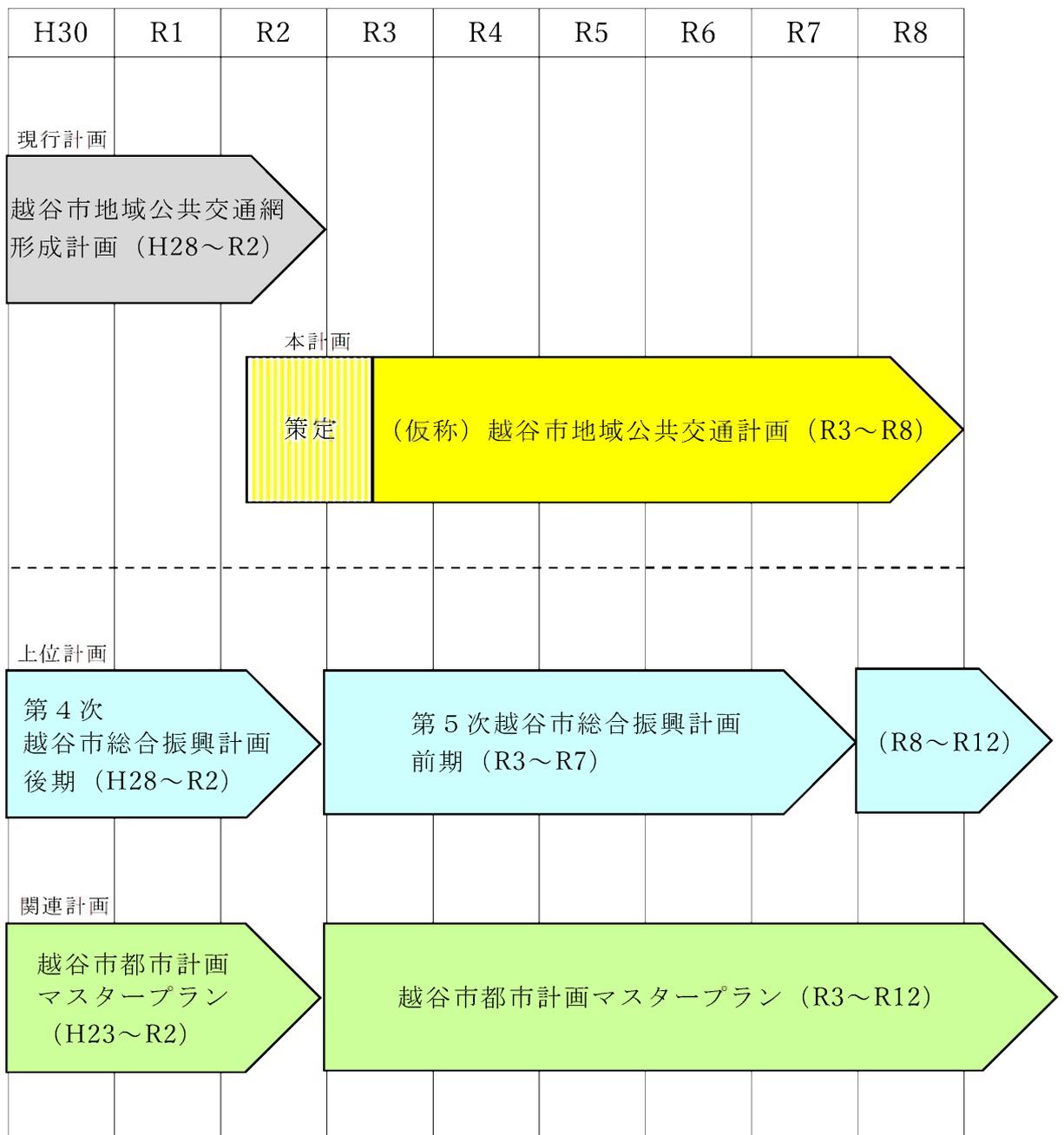
このような背景のもと、現在の越谷市地域公共交通網形成計画が令和2年度をもって計画期間が終了することから、現計画を総括するとともに、将来にわたり地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を図るため、(仮称)越谷市地域公共交通計画を策定するものです。

## 2 計画の区域

計画の対象区域は、越谷市域全域となります。

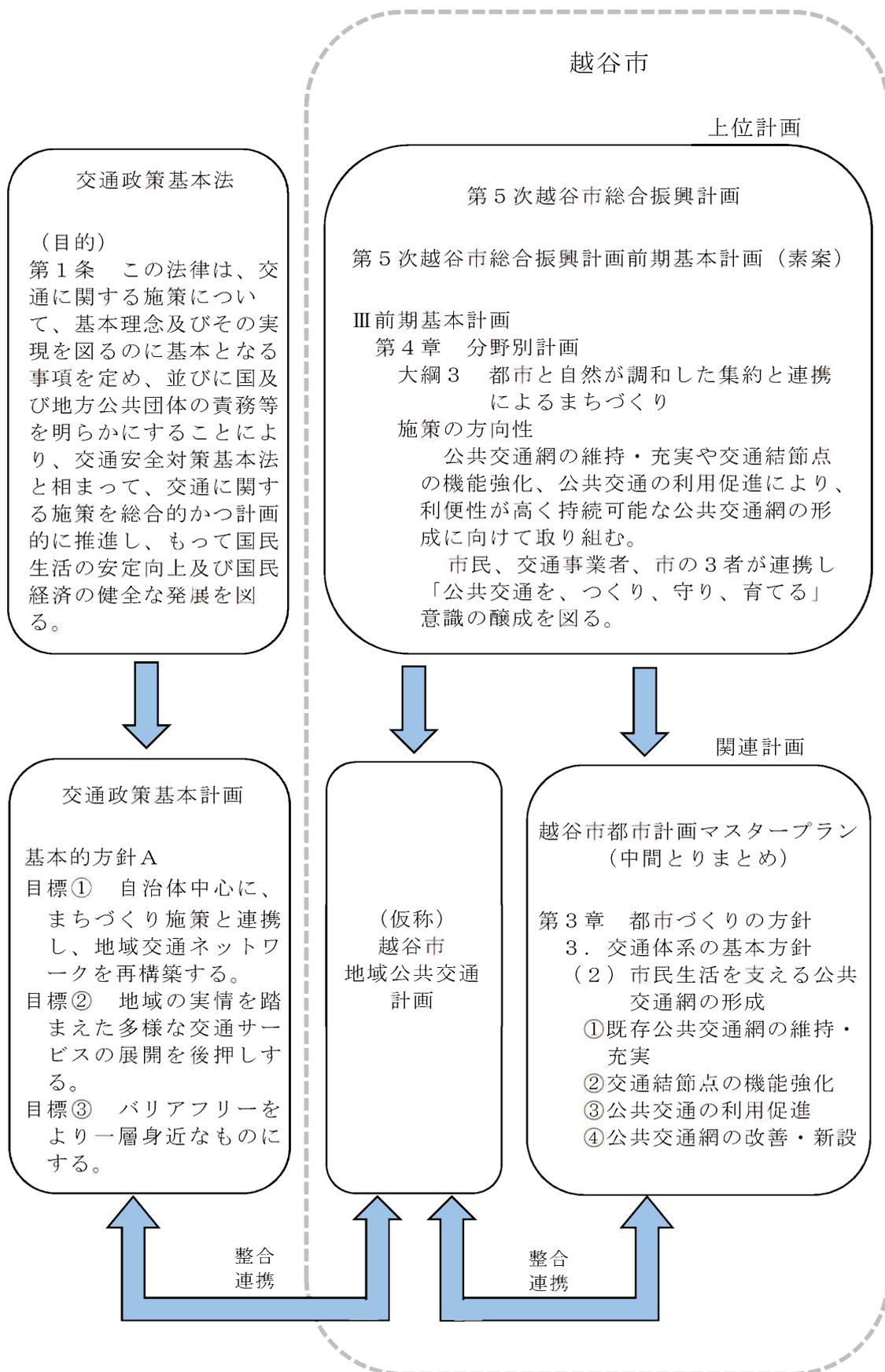
## 3 計画の期間

計画期間は、5年間を基本的な計画期間としておりますが、本計画改訂時に、上位計画である「越谷市総合振興計画」、及び関連計画である「越谷市都市計画マスタープラン」と整合を図る必要があるため、今回の計画に限り計画期間を、令和3年度から令和8年度までの6年間としております。



#### 4 計画の位置づけ

本計画は、第5次越谷市総合振興計画を上位計画とし、越谷市都市計画マスタープランを関連計画として位置づけ、整合・連携を図ります。また、「交通政策基本法」に基づき、国が策定した「交通政策基本計画」とも整合・連携を図ります。



## 5 計画策定の方針

現行の越谷市地域公共交通網形成計画の「基本方針」及び「計画の目標」に、「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により新設又は改正された事項を加え検討・協議し、地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保を目指します。

### 現行の越谷市地域公共交通網形成計画

#### (基本方針)

利便性が高く持続可能な公共交通網の形成

#### (計画の目標)

- 1 地域に適した公共交通網を形成する
- 2 鉄道や路線バスを利用しづらい地域などのサービス改善を図る
- 3 公共交通を持続可能なものとするための仕組みをつくる

「地域公共交通の活性化及び再生に関する法律」の改正により  
新設又は改正された主な事項

#### 1 地域旅客運送サービスの持続可能な提供の確保

従来の公共交通機関に加えて、地域の多様な輸送資源も計画対象に位置づけ、検討・協議し、地域に最適な旅客運送サービスの提供を継続する。

#### 地域全体の輸送資源

従来の公共交通機関  
鉄道、路線バス、乗用タクシー等

地域の多様な輸送資源  
自家用有償旅客運送、送迎バス等

#### 2 観光の振興への寄与

交通が観光客の来訪及び滞在の促進に不可欠なものであることを踏まえ、地域公共交通の活性化及び再生が観光の振興に寄与することとなるよう配慮する。

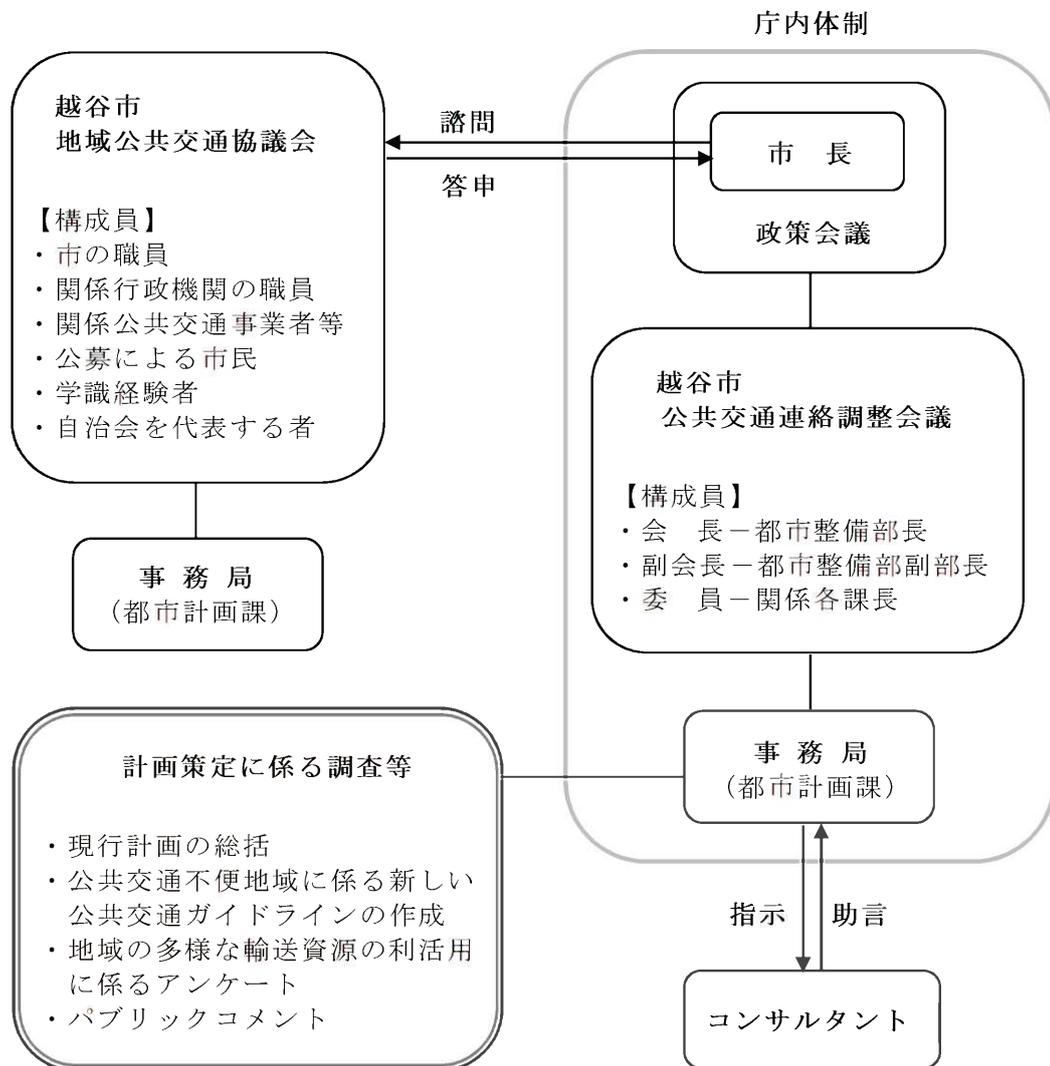
#### 3 新モビリティサービス事業に関する基本的事項

MaaSの基本的事項を定め、関係機関による協議・連携を促進し、公共交通サービスの改善を図る。

#### 4 地域旅客運送サービスについての定量的な目標

利用者数や収支など定量的な目標を設定することで、地域旅客運送サービスの実施状況を明確にする。

## 6 計画策定の組織



### 1) 越谷市地域公共交通協議会

本計画の作成と実施に関する協議や、地域住民の生活に必要なバス等の旅客輸送の確保、その他の旅客の利便の増進を図るため協議をおこなう市長の附属機関で、29人以内の委員で構成しています。

### 2) 越谷市公共交通連絡調整会議

各課のかかえる現状の課題を整理及び分析し、公共交通に関する連絡調整を行い、総合的な交通政策を推進するため、関係各課の課長級職員で構成します。

### 3) 事務局

計画策定にあたり、データの収集・整理、各部課等との調整を行うため、都市整備部都市計画課に設置します。なお、事務内容が専門的なものとなるため、調査、分析及び検討を行うコンサルタントを活用し、事務局の強化をはかります。

### 4) コンサルタント

本計画の策定に係る調査、分析等の業務及び、多角的な見地による助言等を行います。

## 7 計画策定のスケジュール

(仮称) 越谷市地域公共交通計画スケジュールを参照

